

中小企業対策融資保証料補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が熊本県中小企業融資制度（以下「制度融資」という。）に係る保証料率を基本料率より引き下げて債務の保証を実施する場合、保証料の減収分の補てんとして予算の範囲内において補助金を交付するものとする。また、その交付については熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県商工観光労働補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 要項第2条により別に定める補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額
制度融資に係る保証料率を基本料率より引き下げて保証を行った場合の信用保証料の減収額	別表1から別表16までに定める資金及び区分ごとの保証債務平均残高に、同表に定める補助率を乗じて得た金額

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第2項第1号及び要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付する書類は、要項第3条第2項に定めるもの及び制度別保証債務平均残高計算書（別記第2号様式）とする。

(補助事業の内容等の変更)

第4条 規則第7条第1項及び要項第5条第2項の事業変更計画書は、事業計画書（別記第1号様式）を準用する。

(実績報告)

第5条 規則第13条及び要項第9条第2項の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第1号様式）
- (2) 制度別保証債務平均残高計算書（別記第2号様式）

附 則

この要領は、平成16年11月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年3月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年11月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年9月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年7月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年11月28日から施行し、平成20年10月31日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年5月31日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年7月5日から施行し、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月3日から施行し、平成25年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年5月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月30日から施行し、平成28年5月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年（2019年）5月9日から施行し、平成31年（2019年）4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年（2020年）12月3日から施行し、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）11月15日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）6月21日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）1月17日から施行し、令和5年（2023年）1月10日から適用する。